



CONTENTS

I Farewell

もうすぐ定年、お世話になりました、ありがとうございました	小松 浩	2
民法好きは増やせたかも	松岡 久和	5
法曹養成についての思いと立命館	和田 吉弘	8

II Sabbatical

Hiya! エディンバラでの在外研究	大西 祥世	11
『イギリスにおける労働者階級の状態』を思い出す日々	小堀 眞裕	13

III Academic Conference

臨床法学教育学会第 18 回年次大会開催報告	平野 哲郎	15
日本消費者法学会第 18 回大会開催報告 —シンポジウム「AI と消費者法」	谷本 圭子	16
関西アメリカ公法学会	倉田 玲	18

IV Academic Activities

日本私法学会第 88 回大会拡大ワークショップでの報告を終えて 門外漢か? 何でも屋か?	清水 円香	19
—日本消費者法学会第 18 回大会での報告を終えて—	菊地 諒	21

V My Book

M・フェルスター『不法に仕えた法律家』	本田 稔	23
---------------------	------	----

VI Ceremony

第 20 回平井嘉一郎研究奨励賞授賞式	谷本 圭子	25
第 2 回平井嘉一郎優秀論文賞授賞式	宮脇 正晴	26

VII Study Group

研究会		27
-----	--	----

退職記念

Farewell

もうすぐ定年、お世話になりました、ありがとうございました

小松 浩 KOMATSU Hiroshi

この「ニューズレター」の原稿の締切が12月15日で、最終講義もこれからである。また、この間の自民と維新の連立合意「衆院議員定数1割削減」の「おかげ」で、この間、メディアのインタビュー、小論の原稿依頼、講演の依頼が目白押しで、まさに師走といった感じである。それゆえ、2026年3月で退職するという「実感」がなかなかわかないというのが正直な今の気持ちである。しかしながら、せっかく紙面をいただいたので、さて、何を書こうかなと思案してみると、すでに「紙上最終講義 選挙制度民主化の課題—私の選挙制度研究の軌跡」は11月末に脱稿済みで、これは「立命館法学」の退職記念号に掲載される予定である。20,000字を超える原稿をご高覧いただくのもなかなかしんどいであろうから、やはり、この「紙上最終講義」の立命に赴任して以降の部分の要約をここに掲載することにする。それ以前のこと、もしご関心があれば、ぜひ、「紙上最終講義」をご高覧ください。

2009年に立命館大学法学部に赴任後、イギリス代表制論の研究に着手した。代表制論に関していえば、日本の憲法学はフランス主権論、代表制論に依拠する傾向が強いが、イギリスにもE・パークのブリストル演説やA・V・ダイシーの議会主権論に見られるように、フランス代表制論と同様の展開が存在する。法的主権と政治的主権の分離を通じて、イギリスにおいても、フランスと同様の展開があることを検証した。これは『議会制民主主義の現在—日本・イギリス』（日本評論社、2020年）の第1章に収録されている。



次に、2010年のイギリス総選挙におけるハングパーラメントの経験を契機に、選挙制度改革をめぐって、現行小選挙区制の維持かAV（優先順位付投票制）の導入かをめぐって国民投票が実施されたことを検討した。結果は、現行小選挙区制の維持となったが、制度改革が国民投票に委ねられる状況自体がウェストミンスター・モデルの動揺を示すものである。自由民主党の不人気やAVという制度の分かりにくさが敗因とされるが、小選挙区制か比例代表制かの国民投票であれば結果は異なっていた可能性があったと指摘した（同書第2章）。

2017年秋からの18年春までは学内研究、18年春から秋にかけてはロンドン大学キングス・カレッジで在外研究を行い、K・ユーイング先生の指導を受けた。ユーイング先生は、労働党のブレーンで、イギリスの最も売

れている『憲法・行政法』の教科書の執筆者でもあり、イギリスを代表する憲法学者である。ユーイング先生に促されて日本の「政治改革」を批判的に検討した英語論文を書き、「キングス・ロー・ジャーナル」に巻頭論文として掲載された。この内外留の成果として『議会制民主主義の現在－日本・イギリス』を出版することができた。法学部のみならずの友情のおかげである。感謝、感謝である。

その他としては、現代イギリスにおける議会制民主主義の劣化に対する処方箋といえる、解散権制限法（2011年）、国会議員リコール法（2015年）、EU離脱を含むレファレンダムの活性化状況などを分析し、検討を行った（同書第4～8章）。

日本については「政治改革」20年の総括を行い、小選挙区制導入による二大政党制の一時的成立と民主党への政権交代、その後の「安倍一強」「自民一強」体制の問題性を検討した。国民の不満が「第3極」や橋下ポピュリズムに流れたが、結局は自民党の補完勢力に過ぎないことがあらわとなり、急速に衰退したことを指摘した（同書第9～11章）。さらに、大阪における橋下人気を分析し、「既得権益」批判を通じた支持獲得を典型的な右

翼ポピュリズムと位置づけた（同書12章）。

『議会制民主主義の現在』出版以降の研究は、ダイシーのレファレンダム論を再検討し、議会主権論との矛盾を抱えつつもアイルランド自治問題を契機にレファレンダムを支持するに至った変化を分析した（「A・V・ダイシーの議会主権論とレファレンダム論」立命館法学393・394号（2021年））。さらに、イギリスにおいて、レファレンダムについて「代表者の制限」と「代表者の代替」という二つの理解があることを紹介、検討し、前者の方が人権侵害やポピュリズムの危険が少ないと結論づけた（「イギリスにおけるレファレンダムについての2つの理解」立命館法学405・406号（2023年））。

また、2024年は「政治改革」30年であることから、「政治改革」30年の総括を行い、選挙制度改革の必要性、その道筋を模索した。カナダ・プリティッシュコロンビア州の市民議会による単記移譲式比例代表制（STV方式）の提案という事例を参照し、抽選民主主義による制度改革の可能性を検討した。さらに、近年の日本の選挙では、SNSをツールに右翼ポピュリズムが進展し、参政党や国民民主党の躍進が見られるなど、多党化と情



報環境の変化が選挙に影響を及ぼしていることを分析した（「劣化する民主主義と選挙制度改革の展望」憲法ネット103編『混迷する憲法政治を越えて』（有信堂高文社、2025年））。

定年後も、小生の原点である選挙制度研究をライフワークとして継続し、小選挙区制の廃止、比例代表制を中心とした選挙制度改革、選挙制度の民主化のために力を尽くしていきたいと思う。そのためには、研究活動はいうまでもなく、市民運動、メディアにおける発信（最近は「日経」からのインタビュー、取材もある）など、これまで以上に取り組んで

いく決意である。現在の自民党と維新の連立合意による定数削減論議においても、制度改革の可能性があり、野党結集による「新しい政治プロセス」の中で、選挙制度改革の展望があることを指摘して本稿を閉じることとする。

17年間、いろいろとご迷惑をおかけしたと思います。申し訳ありませんでした。また、大変お世話になりました。どうもありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

（こまつ ひろし・憲法）



民法好きは増やせたかも

松岡 久和 MATSUOKA Hisakazu

立命館大学法務研究科には9年間お世話になりました。法科大学院の授業では、次のような自分なりの工夫を行ってきました。

①未修者の民法Ⅲ

これは債権の維持・回収・管理という観点で担保物権と債権総論の一部をまとめた授業です。授業の1週間前に、原則として10個の重要問題を列挙し、レジュメや教科書を手掛かりに考えてくるよう求めました。目的意識を持って条文や教科書を読んで欲しかったからです。また、基本情報に絞ってしっかりした理解を得られるように努めました。

授業では、順次指名して答えさせました。間違えてもそれによって正確な知識を印象付けられれば良いとして、受講生が萎縮しないよう務めました。条文や制度中心の授業です。

序盤に丁寧に話をしたのはわかりやすいと好評でしたが、授業の終わりには駆け足になったり、全体に時間不足になる傾向は、最後まで改善できませんでした。

正誤問題を復習課題として課し、その成果を平常点で考慮したのは、条文をしっかり読む機会を増やし、不合格者を極力出さないためでした。2年次に既修者と一緒に民法演習で学ぶ機会に、この授業で学んだ基礎知識においては同等に近づけたかな、と思います。

②基本科目の民法演習Ⅰ・Ⅱ

これは民法全体から重要問題を取り上げる基本科目です。教材は、重要判例をじっくり読む回、判例を参照して設例を解く回など、バラエティに富んでいます。教材を1週間前に配布して、しっかり予習をしてくださるだけ、授業では順次質問をぶつけて、考えて



いることを述べてもらいました。複雑な事例では、当事者関係図を示し、上手に図を書くことが問題解決の糸口になることを示しました。

この授業でも、良い誤りは学習の役に立つことを強調して、受講生の緊張を緩和するように努めました。授業後には、要点を解説した各クラス共通の学習ポイントを配布し、復習を支援しました。また、当該紛争事例との関係をしっかり読み取ったり、少し違った視点から判例を読み直すなど、応用的な担当クラス独自の補足説明もしました。さらに、毎回、短答問題を復習課題として出し、基本問題を繰り返し考える習慣を付ける助力をしました。

授業進行の詳細なマニュアルを作成していましたが、次第に、アドリブ質問や実務的な関連知識も織り込めるようになりました。受



講生がしっかり準備してきて、授業後にも質問が出る授業には成功した満足感がありました。

③応用科目の民法総合演習

これは、3年次前期の科目で、京都大学在職時に作成した『民法総合 事例演習』を用いた応用科目です。他人が作成した問題は、私でも難しく、授業の準備に緊張して臨みました。教材は難解さに定評のあるものですが、参考判例や参考文献をよく読んで受講してもらい、私が適切な助言をすると、受講生の多くは、しっかりした理解ができました。そのため、受講生で不合格になった人はほとんどいません。教える側としても、手応えのある授業でした。

④応用科目の民法展開演習

これは、3年次後期の科目で、主として司法試験の論文問題を素材に、授業の2日前までにワードで起案を提出させました。提出先は、私だけではなく、同じクラスの受講生全員宛です。起案には依拠した参考判例や参考文献を明示するよう求めた点で、答案練習とは違ってきます。

提出された起案を私が添削・採点したうえで、授業では添削前の各自の起案を下に、順

次、口頭で書いたことの要旨を述べてもらい、適宜私が注意したり質問を挟みました。受講生同士で議論してもらったこともあり、この授業は、プレゼンテーション能力を鍛えるのが狙いでした。なお、コロナ禍の2020年以降は、zoomの共有画面に各人の起案を示して進行する方法が気に入ったので、法務研究科で唯一、遠隔授業方式を続けました。

授業後は、添削済起案を、そのクラス全員に送りました。2クラス通しての優秀起案2通も参考に付けました。他人の答案の優れたところや足りないところを見るのは、とても参考になりよい刺激となります。起案交換の仕組みは、授業で取り上げる素材選びや、試験の日程や時間などと共に、全受講生と事前に協議して了解を得て実行しました。

起案がB(79点)以下の場合には、添削コメントや授業を参考に、再起案を提出するよう求めました。これも採点・添削したうえ、こちらは提出者個人だけに返しました。

試験では、あえて難易度の高い問題を出しました。中間到達度確認試験では、解説をふまえた再起案による挽回の機会を保障しました。全回出席・起案提出が条件ですが、その

平常点もありますので、最終的に不合格になった人はおらず、受講者の司法試験合格率はかなり高かったです。基本知識を正確に身につけたうえで自らの考えをしっかりと展開する力がかかなりつく授業になっており、受講者の評価も高く、私にとっても、手間をかけるだけの価値のある授業でした。

⑤夏期集中科目のリーガル・クリニック I

これは、舞鶴市に出かけて一泊二日の法律相談(1件60分)を受ける実践的な授業です。その前提として、典型的な「よくある相談」を解説する4コマの授業を4人の先生で分担しました。さらに、30分×3～4組の模擬法律相談も行いました。演技巧者の先生方が多くて、私も、老婆に扮したり中年の嫌味なオヤジになりきったシナリオを用意して、法律相談の練習を行いました。参加する院生は、本番では大変緊張していましたが、法曹

になるとのモチベーションを高めることができる良い授業でした。受講生が言葉に詰まったり間違っただけを述べような場合には、担当の教員や弁護士が、助言したり、軌道修正をしたり、最終的には回答を自ら説明することもありました。また、控室での待機時間の中で、担当者同士が、受けた相談の概要と回答の意見交換を行う機会が、私には非常に楽しく、実りがありました。

①～④の授業は、コロナ以降、zoomの授業録画を作成して受講生に公開しました。赴任した際に述べた「民法好きを増やしたい」という目標(本誌83号)も、ある程度達成できたようです。同僚にも恵まれ、やりがいのある経験ができたことに心より御礼を申し上げます。

(まつおか ひさかず・民法)



退職記念

Farewell

法曹養成についての思いと立命館

和田 吉弘 WADA Yoshihiro

私は、2016年に、立命館大学大学院法務研究科（法科大学院）に実務家教員として着任しました。それ以来、10年間、立命館で研究とともに法曹養成に携わってきました。ただ、私にはそれ以前に少し特有な経歴がありますので、ここでは立命館に来るまでのことにも触れさせていただきたいと思います。

10年前、当時本学の法学部に所属されていた平野哲郎先生と法務研究科の研究科長をされていた松宮孝明先生から、立命館での教員の話をしていただいた時、私は千葉県市川市に住んで、東京で弁護士としての仕事などに従事していました。そのため、京都への転居をしないで立命館で必要な活動ができるかが問題となりました。結局は、私が担当する授業と参加する会議とを月曜日から水曜日までに固めていただけるとの特別の扱いをしていただき、市川市に住み、東京にいられる範囲で弁護士の仕事を続けながら立命館で法曹養成に携わることができることになりました。弁護士として担当する訴訟の口頭弁論が授業のない月曜日の午後に入った時は、裁判所に午後の遅い時間にさせていただきをお願いをして、午前中に授業をして、午後に京都と東京の間をとんぼ返りで往復したこともありました。そのようにして、10年間、東京と京都との間を毎週新幹線で往復して、なんとか立命館での仕事を全うすることができたと思います。

ところで、私は、大学院の博士課程を経て、司法修習を修了した後、東京の大学の法学部



で研究者もし、さらに東京地裁の裁判官や東京弁護士会所属の弁護士をするなどしてきましたので、研究者の顔と実務家の顔とを持っていますが、法科大学院制度が創設される前から法曹養成にも大きな関心を持っていました。それは、とくに、それまでの日本の大学が、一般に、大学別の司法試験合格者数には拘るにもかかわらず法曹養成にはほとんど関心がないということに、大きな矛盾を感じたことによります。

アメリカのロースクールに留学した際には、アメリカで大学が法曹養成をしていることに感銘を受けてきました。そこで、帰国後、法学教授法という分野を1つの研究分野とできないかと考え、「法学教授法序説」という論文を書きました。これが、私が法学教育ないしは法曹養成についての思いを初めて公的



「基礎からわかる民事訴訟法」の紹介を熱く語る平野哲郎先生



に宣言するものとなりました。

法科大学院制度創設後は、東京の別の大学の法科大学院で法曹養成に携わりましたが、法曹養成にあまり理解がない古いタイプの先生もいて、また、文科省が、法科大学院での司法試験の受験指導を厳格に禁止していたこともあり、私の法曹養成についての思いは空回りすることが多かったようです。大きな失意を感じるある出来事をきっかけにその大学を退職して執筆したのが、恐縮ながら私の代名詞にもなっている「基礎からわかる民事訴訟法」という基本書でした。私は、自分のそれまでの活動を基に、民事訴訟法の教科書をどうしても書きたいと思うようになり、全力投球で夢中で書きました。この本は、教材ではありますが、私の法学教育、法曹養成への思いが詰まったものです。

私の思いが一定程度社会に通じたのか、法科大学院生や司法試験受験生の間でもこの本が話題に上がるようになり、平野先生にも高く評価していただき、また、法務研究科でもこの本を含め私の活動を評価していただいた次第です。

私は、いくつかの大学で、学生の方を向い

ていない教員を多く見てきましたが、本学の法務研究科で教務委員の仕事をする中で、立命館では、学生が司法試験を受けるのを応援する授業がほとんどであることを知って、驚きました。もう少し早く縁があればよかったのと思いました。そのような立命館で初めてこの本を使う授業ができたのは、とてもうれしいことでした。

この本を使った私の授業で特徴的なものを挙げさせていただくとすれば3つで、講義科目での①<予習のヒント>の課題と②<前回の復習>プリントの配布、それから演習科目での③授業時間内での答案練習、になると思います。

①の<予習のヒント>の課題は、学生に事実上強制的に予習をさせようと考えたもので、毎回あらかじめ教科書の内容についての短い設問10問をmanaba+Rで出題して、その回答もmanaba+Rで提出させるというものです。②の<前回の復習>プリントは、私がA4の1枚に前回の授業の内容を簡条書きにまとめ、ところどころ括弧の穴埋め式にして、私がある部分を含めゆっくり読み上げる際に学生に穴埋めの回答を少し考えながら記入し



てもらふ、というものです。これは、期末試験や司法試験の直前に見るまとめとして使えることも考えたものです。③の授業時間内での答案練習は、司法試験の過去問の一部などを使って出題して、授業時間内で解答を作成して提出してもらい、翌週に添削済みの答案を返却して解説するというものです。答案を作成するに当たり、時間を30分程度に限定し、見ることができる参考資料も六法のみに限定して問題に取り組んでもらうもので、司法試験の実践力を養成しようとしたものです。これらをうまく利用できた学生は、「基礎からわかる民事訴訟法」の内容を立体的に身に付けることができた、と思っています。なお、学生との楽しい懇親会も時々開催していい思い出になりましたが、学生との距離が近くなり、授業後の質問などの会話も少し

はしやすくてきたようです。

立命館では、授業での皆さんからの質問なども踏まえて、「基礎からわかる民事訴訟法」の改訂版を出すこともできました。立命館で授業を担当したからこそこのことで、お陰で非常に良い改訂ができたと思っています。

私は、立命館で授業を担当して、とても多くの皆さんから、この本やそれを元にした授業について好意的な評価をいただきました。いくつかの大学で法曹養成に携わってきましたが、私の大学教員としてのおそらく最後の職場が立命館で本当によかった、と思っています。いろいろとお世話になりました。ありがとうございました。

(わだ よしひろ・民事訴訟法)

Hiya! エディンバラでの在外研究

大西 祥世 ONISHI Sachiyo

小説・映画の「ハリーポッター」でおなじみの hogwarts 城のモデルは、エディンバラ城といわれています。私は 2024 年 9 月下旬から 1 年間のサバティカルをいただき、エディンバラ大学政治学研究科の客員研究員として、英国スコットランドのエディンバラ市 (Edinburgh) に滞在しました。貴重な機会をくださった法学部、とくに憲法部門の先生方に心より感謝申し上げます。

1 「Hiya ! (ハイヤ)」は、Hello. にあたるスコットランドでの一般的な挨拶ことばです。イントネーションは「まいど!」に近いので親しみを感じながら、バス乗車時、大学のカフェで昼食のスープを注文する際など、よく使いましたが、スコットランド以外の地域に行ったときはほぼ聞きませんでした。

スコットランドはスコッチウイスキーやネス湖など壮大で美しい自然が有名です。英国グレート・ブリテン島の北東に位置し、人口は約 550 万人で、公用語は英語・ゲール語です。英国を構成する国の 1 つで、自治権が大きく、英国全域で共通して行う労働政策など特定の分野を除いて独自の立法権・財政権 (議会)、行政権 (政府)、司法権 (高等裁判所) があります。

エディンバラはスコットランドの首都で、北緯約 56 度の北極圏にあたります。緯度はモスクワよりも北ですが、東側に接する北海の暖流の影響で冬の最低気温はマイナス 1 度ほどで、雪は降りません。ただ、風速 15m 以上・最大 20m など暴風の日が多く、大学やスーパーへの行き来で、向かい風の抵抗で



エディンバラ大学政治学研究科

スコットランド
議会議事堂

前に歩いて進めない経験を何度もしました。

2 「No worries.」もスコットランドでよく使われます。日本語の「だいじょうぶ」に近い意味合いで、聞きました。

エディンバラ大学では「ジェンダーに配慮した議会」をテーマに、この分野での研究面・実践面の第一人者であるエディンバラ大学政治学研究科の Sarah Childs 教授の研究室を拠点に、議会における女性活躍推進・「ガラスの天井の打破」に関する理論や実践とともに、英国の二院制や議会制についての研究に取り組みました。私はこれまで、日本の二院制や議院内閣制について参議院を中心に研究してきましたが、一方、英国については今後の課題として取り組まなければならない内容が多いことを今回改めて実感し、滞在中は「No Worries... なんとかなる!」という思いで過ごしました。

今回の在外研究では、たとえば、私が同大学の客員研究員としてヒアリング調査を行う際は、事前に大学の研究倫理担当部局に書類を申請し、厳しい審査を経て許可をとる必要

があるなど、印象に残ったことはたくさんありますが、紙幅の関係で2つご紹介します。

一つは、英国の4つの議会(①英国議会(庶民院・貴族院)@ロンドン、②スコットランド議会@エディンバラ、③ウェールズ議会@カーディフ、④北アイルランド議会@ベルファスト)の議事堂を訪問し、本会議場を見学させていただいたことです。それぞれ建物も議場も特徴があり、たとえばスコットランド議会の議場の壁や照明カバー一面にデザインされた大小のウイスキーボトルは、地元スコッチウイスキーへの愛着と誇りを表しています。

もう一つは、研究者と議会職員など実務家がメンバーの「Study of Parliament Group」という議会制に関する学会の会員になり、その研究大会やセミナーに参加したことです。2024年12月にロンドンで2日間行われた創設60周年の記念シンポジウムでは、今日の英国議会や各地域の議会に関する論点について、ざっくばらんに、真摯に、時にはユーモアを交えて研究者と実務家が対等な立場で活発に議論をしていたことが強く印象に残りました。言いかえればメンバー同士の仲間意識が強いので、最初私は完全にアウェーな状況でしたが、セミナーに数回参加したからか、在外研究終了後の2026年1月にオックスフォード大学で開催された同学会の年次研究大会に参加した際には、あたたかく迎えていただいたように感じました。

3 また、2025年7月の参議院議員通常選挙では、駐英エディンバラ総領事館にて投票しました。前回の在外研究はジョージタウン・ローセンターの客員研究員として米国ワシントンDCに滞在中でしたので、2019年7月の参院選はDCの駐米日本大使館にて投票しました。在外選挙制度は、参政権や法の下での平等に関する最高裁判所の違憲判決後に現在のように整備され、憲法学の講義では必ず取

り上げられます。在外研究の2回とも参院選が重なり、日本の在外公館では最大規模の大使館と、小規模な総領事館と、タイプの異なる場所での投票も、在外投票の実際をさらに知ることができ、よい経験となりました。

4 その他、各地で書店に寄った際、世界中で人気の、1994年に日本語版が出版された私も好きな絵本『おちやのじかんにきたとら』(ジュディス・カー作)のオリジナル英語版と各公用語版(スコットランドでゲール語版、ウェールズでウェールズ語)を買いました。各言語版を読むと、各地の子どもたちがあたたかくも示唆に富む物語を楽しんでいる姿が目につかび、担当する憲法の講義でも多文化共生の例として紹介したいと思います。加えて、スコットランド産のカキやサーモンを楽しんだり、「平和の壁」の周辺を歩いて北アイルランド紛争の終結後にも残る対立の根深さに恐れを感じたり、英国で大きな文学賞3つを受賞した柚木麻子『バター』の感想を話しあったり、さまざまに貴重な経験をさせていただきました。

今回の成果は今後、紀要「立命館法学」などで発表したいと思います。

(おおにし さちよ・憲法)



在外投票@領事館

絵本・4か国語

『イギリスにおける労働者階級の状態』を
思いだす日々小堀 眞裕 *KOBORI Masahiro*

2025年4月から9月まで、英国サウスハンプトン大学の R. A. W. Rhodes 先生のご好意により、客員研究員として研究ができることとなりました。もっとも、大半はロンドンで過ごしました。もちろん、研究上の成果もありましたが、ここでは、思い切って今日の英国生活の実情を書いていきたいと思います。

筆者は1999 - 2000年、2009 - 2010年と在外研究を英国で過ごしており、今回は3回目の長期滞在でした。したがって、もちろん、英国の文化や言語や町並みは良く知るところでしたが、異次元の物価高が待っていました。物価高というと弱い円のせいだと思われるかもしれませんが、しかし、その効果自体はマイナーです。もともと円ポンドは、1ポンド = 180円くらいのことが多く、現在の1ポンド = 200円自体は法外なレートというわけではありません。むしろ、問題は英国自身のインフレでした。それも、ウクライナ戦争後のエネルギー危機によるインフレ以前から、英国は（正確に言うと日本以外の各国はみな）インフレが続いてきました。

一例をあげると、1993年にはロンドンのパブで1ポイントのビールは2ポンドでした。それが現在では8ポンド程度です。ロンドン地下鉄の1993年の初乗りは80ペンスでしたが、現在は6ポンドで、6倍を超えています。その間、京都市バスの運賃は、ほとんど変わっていません。その結果、だいたい街で普通に外食すると、20ポンド（4000円）にはなります。あと、大きなインパクト

があったのは、部屋の賃料でバス・トイレ・キッチンがつく部屋は、サウスハンプトンでも最低月20万円で、ロンドンなら25万円が最低水準でした。

こんなに高コストで庶民はどうしているかというと、目に見えた変化として、ホームレスの人々が増えました。英国に何度も来てきた印象からすると、いわゆる「リーマン・ショック」と日本で呼ばれる時期でも、ホームレスは目立って増えませんでした。しかし、2025年は、非常に多くのホームレスの人々が路上で寝ている姿を見ただけでなく、かなりの数で女性ホームレスも見ました。しかも、驚いたことに、30代くらいの女性からすれ違いざまに“spare change”（小銭恵んで）と言われてたり、非常にきれいなBBCイングリッシュの紳士から、「実はクレジットカードなくして、10ポンド恵んでくれないか」と尋ねられたりしました。この高コスト経済についていけない人々を目撃することになりました。

また、筆者は諸事情で、初めはAir B&Bで月16万円程度のところに宿泊しました。古い世代にとっては、英国のB&Bとは90年代の印象があるかもしれませんが。要するに、今の日本で言えば民泊ですが、当時はイングリッシュ・ガーデンに精を出した住人たちが自分の家の一部を開放し、お客を受け入れ、観光客もその庭を楽しむというコストパフォーマンスがよいものでした。もっとも、今日でも、そうしたB&Bは少数ながらも

残っています。しかし、大半は、低価格出張の人々や移民労働者、半ホームレスを受け入れる格安施設となっていました。かつては自慢であった庭も荒れ果て、使われなくなった家具が庭に山積みになっている B&B に 2 か月ほど宿泊しました。月 16 万円支払っても、バス・トイレ・キッチンが共用で、部屋は 3 畳程度でした。バスは水か熱湯しか出ず、みんな叫び声を上げながらシャワーを浴びていました。おまけに鍵も壊れていたのです、私みたいに見たいなら勝手に見ろと思っている人以外は、怖かったと思います。もちろん、これらの問題を指摘しましたが、ポーランドに暮らす所有者は一切対応しませんでした。さらに問題だったのは、その B&B で新型コロナの最新種ニンバスが流行していたことでした。夜になると、いろんな部屋から猛烈な咳の音が聞こえ、結局、自分も感染しました。かつてのコロナとは異なり、熱はあまり出ま

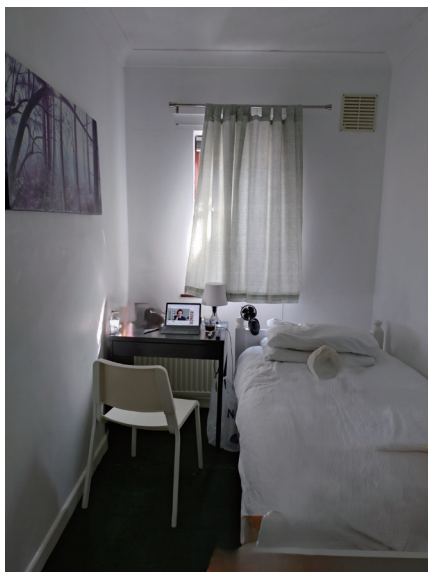
せんでしたが、喉がレーザー・ブレードで切り刻まれたかと思うほどの激痛が続きました。結局、自主隔離で 1 か月ほど寝込みました。そこで他に見たのは、月の半分ほどをこの宿で宿泊し、それ以外は友達の家や路上で過ごす人々でした。ある人の話によると、この B&B は洗濯機があるので、それを目当てに月に何度か宿泊するということでした。お金が無くなると、どうも別の所にいるようでした。エンゲルスが書いた『イギリスにおける労働者階級の状態』(国民文庫)を思い出す日々でした。なお、失業者が多いというよりも、働いて 15 万程度の収入があっても、賃貸住宅には住めないという問題が見えました。

宿の人々の治安は決して悪くなく、キッチンを汚したりする人もいなくて、狭いわりに高いということ以外は決して悪くはありませんでした。ただ、6 月も末になり、大学も実質的に休みに入ったので、ロンドンで別の宿を見つけて移動しました。

ロンドンで、コストで選ぶと、必然的にクロイドン周辺になります。筆者が借りた部屋自体はバス・トイレ・キッチン付きで 25 万円と例外的にリーズナブルでしたが、クロイドン自体の治安は悪く、数百メートル歩くと「決まった」ゾンビのような人たちを見かける所でした。

とまあ、いろいろ大変で、同時に、地下鉄の階段が辛くなるなど自分の年齢を痛感させられることも多かったですが、研究上もいろいろと示唆を受け、コロナ禍ではなかなか見られなかった史料も見ることができ、在外研究の機会を与えていただいた法学部の皆様に感謝申し上げる次第です。今回の研究成果も、おいおい出していきたいと思います。

(こぼり まさひろ・政治学)



これが月 16 万円の部屋です

平野 哲郎 *HIRANO Tetsuro*

臨床法学教育学会第 18 回年次大会が、2025 年 6 月 29 日に本学朱雀キャンパスで開催されたので、以下、実行委員長として開催報告をします。

2004 年に理論と実務の架橋を掲げて、法科大学院制度が創設され、「臨床法学教育」というものが日本で本格的に始められました。この臨床法学教育の研究と実践を発展させる目的で、2008 年に設立された臨床法学教育学会は、日本における法曹養成のための法曹養成教育の専門学会としては日本唯一の学会です。設立発起人には、本学からは二宮周平先生と松本克美先生が参加されており、私も設立当初からの会員です。

臨床法学教育には、現実の依頼者・相談者に対して、学生が教員の指導監督の下に法律サービス（法律相談、書類作成補助、法廷への付き添いなど）を行う「リーガル・クリニック」、法律事務所・企業法務部・行政機関・NGO などに学生を派遣する「エクスターンシップ」、現実の事案を教育目的で加工した教材に基づいて法律家の役割を学生が模擬的に実演する「シミュレーション」があります。本学法科大学院では、「リーガル・クリニック」は、舞鶴で市民の法律相談に応じる「リーガル・クリニック I」、女性の法律相談に特化した「リーガル・クリニック II」、法律事務所・法テラス・企業・地方自治体・中央官庁等に学生が 2 週間程度派遣される「エクスターンシップ」、具体的事例を使って、検察官・弁護人の行う活動を法廷教室で学ぶ「刑事訴訟実務の基礎」が、臨床法学教育科目に当た

ります。ちなみに本学会の第 1 回年次大会（2008 年）では、二宮先生が「リーガル・クリニック II」について報告をされています。

この臨床法学教育学会の年次大会が本学で開催されるのは、2013 年の第 6 回大会以来 2 度目になります。私の本学着任は 2014 年ですから、私はその時は外部者として参加したのですが、5 階大ホールで全体シンポジウムが開催され、懇親会会場は 7 階にあった京野菜レストラン「TAWAWA」で、その立派さに感銘を受けたことを覚えています。本学会設立から 10 年くらいまでは多くの研究者教員、実務家教員が参加し、新しい教育を創りあげていく機運が盛んでしたが、その後、法科大学院の数がほぼ半減し、学生のみならず教員・大学側の関心も臨床法学教育から司法試験対策に移り、さらにコロナでリーガル・クリニックやエクスターンシップが中断したことなどにより、会員数が減少傾向にあることは否めません。このような状況を受けて、12 年ぶりとなる本学での開催は、前回と異なり、全体シンポジウムは 2 階の大教室で行われ、懇親会も 1 階カフェテリアにケータリングを頼んで行うことになりました。

さて、肝心の大会の内容ですが、午前中の部会報告は「社会と関わる法学教育・法曹養成」、「AI を活用する倫理的法曹の養成メソッド」、「司法試験 CBT システム（体験版）についてのアンケート報告」と多様なテーマで行われました。自由報告では、本学の松本克美先生と松岡久和先生が「法科大学院における民法判例の教え方・学び方」と題する報告

をされました。午後は、元アメリカロースクール協会臨床法学教育部会長で、ニューメキシコ大学ロースクール教授のキャロル・スズキ氏による「トランプ政権下のリーガル・クリニック活動」について特別報告があり、全体シンポジウムは「法学教育における臨床法学教育の位置」をテーマに活発な議論が行われました。ただ、私は滞りなく運営することに気を配るあまり、今回は報告と討論に集中できず、内容について詳しく報告することができません。来年度の本学会の学会誌「法曹養成と臨床教育」に内容は掲載されるのでご参照いただければ幸いです。

学会運営に当たっては、松本先生のほか、法学部の山田泰弘先生、法学アカデミーの赤塚さん、法科大学院の学生たちに多大なご協力をいただいたことを記し、謝意を表したいと思います。

(ひらの てつろう・民事訴訟法、医事法)



Academic
Conference

学会開催報告

日本消費者法学会第 18 回大会開催報告 —シンポジウム「AI と消費者法」

谷本 圭子 TANIMOTO Keiko

2025年11月8日(土)、立命館大学朱雀キャンパス5階ホールにおいて、日本消費者法学会第18回大会が開催され、「AIと消費者法」をテーマとするシンポジウムが一日をかけて執り行われた。同大会について開催校責任者と総合司会を務めたことから、当日の様相を紹介させていただく。

日本消費者法学会は、2008年11月に設立された比較的新しい学会である。その設立時期は、2009年9月に消費者庁及び内閣府消費者委員会が設置される前年であった。現

在の正会員数は約300名で、本学の法学部・法務研究科に所属する教員8名が会員となっている。

本学会の大会は毎年11月頃に開催され、一つのテーマの下に学術シンポジウムが開催されてきた。2025年は「AIと消費者法」というテーマが設定された。周知のように、AIの急速な発達、従来の法秩序に再考を迫り、多様な法分野において検討が続けられている。このような状況は、人間の生活に関わる消費者法においても例外ではなく、本学

会でも、様々な角度から検討をする必要性があると認識されてきた。

当日の大会開催にあたっては、開催校を代表して宮脇正晴法学部長からご挨拶をいただいた。シンポジウムテーマへの多大な関心をお話いただき、シンポジウムでは質問までいただき、最後までご参加いただいた。心より感謝申し上げます。

シンポジウムにおいては、カライスコスアントニオス龍谷大学教授が責任者となり、以下の6報告が行われた。午前には、①菊地諒(立命館大学)「人間とAI」、②栗田昌裕(名古屋大学)「AIと個人データ」、③染谷隆明(弁護士)「AIとマーケティング」、④古谷貴之(京都産業大学)「AIと契約」、午後には、⑤川村尚子(國學院大學)「AIと契約外責任」、⑥カライスコスアントニオス「AIの規制手法」(敬称略)、である。以上の報告を受けて、山本龍彦慶応大学教授と山城一真早稲田大学教授から、全体及び各報告へのコメントをいただいた。

その後、各報告に寄せられた質問に基づき、宮下修一中央大学教授と司法書士の山田茂樹

氏による司会の下、予定した終了時間を延長するほど大変活発な質疑応答が展開された(報告概要と質疑応答については、2026年9月刊行予定の学会誌「消費者法」18号に掲載予定)。大会後は、多目的室で懇親会を和やかな雰囲気で開催し、参加者間での親睦を深めることができた。

開催日は土曜日で、セキュリティが厳しい朱雀キャンパスでの開催であり、準備にはそれなりの労力が必要であったが、事務局の民法研究会の田中様と都郷様の完璧な事前準備の下、学会員である本学の中谷崇先生、松岡久和先生、松本克美先生、和田真一先生、中山布紗先生、学会員でないにもかかわらず当日の運営にご協力いただいた谷遼大先生、法学アカデミーの赤塚さん、私の3年生ゼミの学生4名、さらにはシンポジウムでの報告依頼に快く応じてくださった菊地先生、皆様方の多大なご協力の下、盛会のうちに大会を終えることができた。参加者にも大会運営に大変満足をいただき、この場を借りて心よりお礼申し上げます。

(たにもと けいこ・民法、消費者法)



Academic
Conference

学会開催報告

関西アメリカ公法学会

倉田 玲 KURATA Akira

きまり悪くて情けないが、いま関西アメリカ公法学会の理事長と関西憲法判例研究会の会長を兼務している。各々の規約に1998年11月6日と2009年4月1日の設立が明記され、各々の名義の銀行口座が開設されており、ともに民事訴訟法第29条の「法人でない社団……で代表者……の定めがあるもの」である。どちらも名称に「関西」を冠しているが、ともに規約制定前からの長年の歴史と3桁の会員数があり、実質的には「関西」中心であって「関西」限定ではない。

関西アメリカ公法学会は、前身の関西アメリカ公法研究会の時代から春秋2回の研究会を開催していたが、年次総会開催時の1回になって20年あまりになる。市川正人理事長時代の2011年12月3日(土)午後～4日(日)午前と2012年12月15日(土)午後～16日(日)午前は、筆者も温泉地に出かけて合宿研究会の事務局を務めたが、2025年11月22日(土)午後～23日(日・祝)午後で開催した今般は、近年の慣例を踏襲して多少とも普通の学会らしく朱雀キャンパス中川会館の多目的室を会場にした。13～14年前との違いは、オンライン参加者にも多く恵まれた点にもある。

初日は、木南敦会員「合衆国地方裁判所の管轄権——合衆国の司法権と合衆国議会の立法」と松山祐平会員「アメリカ合衆国における州による国際合意の締結権限——合衆国憲法上の『条約』と『協約』の区別」の研究報告2本と総会の後、合衆国最高裁の最新判例のうち、筆者が *Trump v. CASA* を、坂田隆介会員が *TikTok v. Garland* を、翌日

は、桧垣伸次会員が *Free Speech Coalition v. Paxton* を、中岡淳会員が *United States v. Skrmetti* と *Mahmoud v. Taylor* の2件を、それぞれ判例報告の題材にした。プログラム・アジェンダの掉尾は、千葉勝美元最高裁判事の特別講演「政治的・社会的閉塞状況と司法部の立ち位置——今日の憲法的価値に関わる争訟との向き合い方〈同性婚訴訟、選択的夫婦別姓および尊厳死問題を素材に〉」という本学の最高裁研究会(市川正人代表)との共催企画により飾られた。

ここに内容紹介のスペースはないが、この寸報に先立ち立命館法学423・424号(小松浩教授・松岡久和教授・和田吉弘教授退職記念論文集)に小稿「仮の差止めの対世効——出生による国籍取得を制限する大統領令の場合」を投稿したので、論説化のサンプルとして適宜ご覧いただけると幸甚である。末筆ながら、法務研究科の坂田隆介准教授と最高裁研究会の先生方のほか、法学研究科M1の金原悠介氏と笹崎輝氏に格別ご助力だけてこそこの盛会であったことを明記して衷心より感謝を申し上げる。

(くらた あきら・憲法)



日本私法学会第 88 回大会拡大ワークショップでの
報告を終えて

清水 円香 SHIMIZU Madoka

2025 年 10 月 11 日・12 日に開催された日本私法学会第 88 回大会（於 明治学院大学）において、「実質株主確認制度の目指すものと在るべき制度設計」と題するワークショップ（以下、WS という）が開催された。WS の報告担当者は、開催責任者であり、司会を兼任する中村信男教授（早稲田大学）のほか、内藤裕貴准教授（東北学院大学）、および、筆者であった。

実質株主確認制度とは、株式会社が実質株主（法制審議会会社法制（株式・株主総会関係）部会によれば、議決権の行使について指図を行うことができる権限を有する者（指図権者）を確認する制度である。このような制度を欠くわが国において、会社は、株主名簿に記載または記録されている株主（名義株主）を把握することはできるが（会社法 121 条）、大量保有報告制度（金融商品取引法第 27 条の 23）の対象となる場合を除き、実質株主を知る法的手段を有しない。このことが不都合となる場面がいくつか指摘されている。例えば、近年、中長期的な企業価値向上の観点から、会社と株主との間の建設的な対話が重視されているところ、実質株主が存在する場合（例を挙げると、機関投資家は、運用業務に専念し、株式の保管・管理を資産管理銀行やグローバルカストディアン等に委託することが多いが、この場合、名義株主は、資産管理銀行やグローバルカストディアンであることが通常であり、議決権行使につき指図権を有する機関投資家は実質株主となる）、会社の対話の相手として最適であるのは、通常、実質株主である。それにも関わらず、実質株



主確認制度を欠くことから、会社が対話のために実質株主にアクセスし得ない事態が生じうる。このほか、正体不明の複数の者が名義株主の背後に隠れて株式を事実上買い集め、相当数の株式を事実上保有するに至った場合に、会社が名義株主の背後者を知る手段を有せず、その者の素性がわからないことにより、会社の経営判断が難しくなるといった不都合なども指摘されている。

そこで、2023 年 3 月の金融担当大臣の金融審議会への諮問を契機に実質株主確認制度導入に向けた議論が開始され、2025 年 4 月より、法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会において、同制度の創設が次期会社法改正に係る検討項目とされている。これを踏まえ、我々は、わが国における制度創設に対する示唆と提言を導き出すことを目指し、比較法研究を行った。欧州諸国は、わが国に先行して類似の制度（株主識別制度）を有する。その主要な国として、イギリス、ドイツ、フランスが挙げられ、欧州連合（EU）も株主識別制度に関する内容を含む第二次株主権指令（2017 年）を有する。これらの

先行国の制度内容や議論状況を把握することは、わが国における法制の構築に際して考慮すべき事項を整理し、その対応方法を検討するのに有益であると考えられる。WGでは、中村教授がイギリス法を、内藤准教授がドイツ法を、筆者がフランス法を取り上げるとともに、三者が必要に応じて第二次株主権指令に言及した。そのうえで、比較法研究から得られた知見を基礎に、中村教授が日本法への提言を行った。

法制度の創設に際しては、特定の課題の克服がまず目的として設定され、その目的の達成に向けて制度が設計されるのが通常であろう。これに対して、実質株主確認制度については、その制度趣旨をどのように設定するかについても議論が展開されている。そこで、我々の研究においても、各国の株主識別制度の趣旨や立法経緯を丁寧に考察することを意識した。1967年に制度を創設したイギリス法は、当初から会社支配権の所在明確化、支配権市場・資本市場の透明性確保を同制度の趣旨としてきた。これに対して、第二次株主権指令は会社・株主間の対話の促進を制度趣旨とする。同指令に従い、2019年に初めてこの制度を導入したドイツ法も同様である。1987年に制度を創設したフランス法は、当初、株式保有と支配権の透明性確保を制度趣旨とし、イギリス法を参照しつつ制度を構築してきたが、その後の議論では、同制度の存在が会社・株主間の対話の充実に資することが視野に入れられ、その制度趣旨は複合的に理解されている。

わが国における制度趣旨をどのように設定するのが最適であるかは、比較法的考察から直ちに導き出されるものではなく、法制審議会の議論を注視したい。一方、設定した制度趣旨により望ましい制度内容は変動し得、こ

の点については、比較法的考察が大いに参考となると考えられる。例えば、制度趣旨が対話の充実のみにあるならば、イギリスやフランスのように、実質株主に係る情報提供義務違反による制裁を議決権制限といった厳格なものとするには、慎重であるべきであろう。

制度の実行可能性にも目を向ける必要がある。この観点からは、「実質株主」の定義を形式的な基準により判断可能なものとするべきとする内藤准教授の指摘が説得的であるとともに、筆者としては、ストレート・スルー・プロセッシングの確保や国際規格への準拠にも意識が向けられるべきであると考えている。

質疑応答においては、多数の有益なご質問・コメントを頂戴して、活発な議論が展開され、報告者も新たな視点を獲得することができた。印象的であったのは、研究者のみならず、実務に携わる方々からも多数のご質問をいただいたことである。

WSは筆者の学外研究（国外）中の開催であったため、滞在先のパリから一時帰国して報告を行った。学会当日、WSの会場に到着すると、ありがたいことに、古くからお世話になっている複数の先生方が報告者席にいらして筆者にお声かけくださり、筆者が、日本において、たくさんの方の温かいご指導により研究生生活を送ることができていたことを再認識した。

そうしたわが国において創設されようとしている新制度が望ましいものとなるよう、同制度に係る研究を続け、制度の充実に少しでも貢献することができればと考える。

(しみず まどか・商法)

門外漢か？ 何でも屋か？ —日本消費者法学会第18回大会での報告を終えて—

菊地 諒 KIKUCHI Ryo

筆者は、2025年11月8日に開催された日本消費者法学会第18回大会において、「消費者とAI」というタイトルの報告を行いました。大会の概要については、今号に掲載されている谷本先生の記事をお読みください。なお、報告の内容は、拙稿「消費者とAI——哲学からの示唆——」（現代消費者法68号（2025年）4-11頁）に基づくものですので、詳細はそちらをご参照ください。この記事では、報告した内容を簡潔にご紹介したのち、縷々雑感を綴りたいと思います。

本報告の要点は、AIの急速な発展を踏まえ、哲学的な観点から消費者法の基礎を考え直すことでした。特に、生成AIの普及によって消費者の「自由」が疑わしくなりつつある点に鑑み、AIおよび自由意志に関する哲学的な議論を、消費者法の抱える課題と接続することを目指しました。

まず、AIをめぐる近年の議論を整理しました。AIの普遍的な定義は、知能という概念自体の不明確さ、技術の進歩の速さ、研究の学際化により困難であるため、本報告では暫定的にAIを「知的課題を解決する人工物」と広く捉えました。そのうえで、ASI（＝人間の知能をはるかに超えるAI）の実現可能性を肯定するか／否定するかという軸と、AIの発展を奨励するか／警戒するかという軸を設定し、AIをめぐる議論を4つの類型に整理しました。

次に、自由意志をめぐる近年の議論を整理しました。ここでの「自由意志」とは、（法

学上の「自由意思」とは異なる）哲学上の用語です。哲学においては、「すべての出来事は自然法則に従って因果的に決定されている」という考え方があり、これを決定論と呼びますが、この決定論と自由意志の両立可能性をめぐる、複雑な議論が展開されてきました。本報告では、議論の大まかな見取り図を紹介したのち、その背景に社会の制度的な基盤を構築するという実践的な関心があることを確認しました。

これらの整理を手がかりに、消費者法への含意を検討しました。現時点で、AIは自由意志を有する主体ではありませんが、AIを利用する人間は、AIの「提案」や「誘導」によって強く影響を受ける可能性があります。その結果、消費者の自由な意思決定という前提が揺らぐかもしれません。消費者法に求められるのは、消費者が自由な意思決定の主体として扱われうるための制度的な基盤を整備することです。今後も、公共的な議論を通じて、AI時代にふさわしい消費者法のあり方を検討していくことが求められるでしょう。

以上が、報告した内容の簡潔な紹介となります。以下では、報告を終えての所感を2、3点記しておきます。

筆者は今回、実定法のシンポジウムに初めて登壇しました。筆者の後に続く実定法学者・実務家の先生方のご報告が、いずれも条文や判例を丁寧に読み込み、具体的な問題を検討するという点で、実定法学的に有意義なものであることは事前の打ち合わせで分かっていた



たため、哲学を前面に押し出して抽象的な提言をするにとどまる筆者の報告が、果たして聴衆の関心を引くことができるのかと、不安もありました。しかし、報告後には好意的な感想や建設的なコメントをいくつも頂戴し、率直に安堵するとともに、哲学的な議論も実定法学に一定の刺激を与えうのだと実感できました。この点は、筆者にとって大きな収穫でした。

そもそも筆者は、普段は19～20世紀の法思想を主な研究対象としており、AIの専門家でもなければ、消費者法の専門家でもありません。谷本先生から報告者としての打診を受けた際には、「これは無茶ぶりでは？」と感じましたし、全くの「門外漢」としてお断りすることも頭をよぎりました。最終的にはお引き受けしたわけですが、筆者なりに準備を重ね、納得のいく形で報告を終えることができた点では満足しています。守備範囲を超えるテーマであっても、調査し、検討してみると意外な発見があり、面白い研究につながることを再確認しました。何事もチャレンジしてみるものです（と、終わってからなら言えるものです）。

もっとも、今回のテーマが筆者の研究と全く無関係かと言うと、必ずしもそうではないのかもしれませんが。筆者がこれまで研究して

きたリーガル・リアリズムという法思想上の潮流は、近年、ブライアン・ライターによって、自然主義という哲学的な立場と結びつけた解釈を施されています（詳細は、拙稿「自然主義と法哲学——ブライアン・ライターを手がかりに——」（立命館法学420・421号（2025年）257-280頁）をご参照ください）。この自然主義という立場は、自由意志と決定論の両立可能性をめぐる議論とも深く関わっているのです。一見すると無関係なテーマも、視点を少しずらせば、これまで取り組んできた研究に接続できることを考えると、全くの「門外漢」として開き直るのも気が引けてきます。むしろ「何でも屋」として、守備範囲の内外を問わず、面白そうな研究には積極的に取り組む方がよいのでしょうか。今後も、また無茶ぶり気味のご依頼がありましたら、ぜひお声がけいただければ幸いです。

（きくち りょう・法哲学）

My Book

自著紹介

M・フェルスター『不法に仕えた法律家』

元帝国司法省事務次官フランツ・シュレーゲルベルガー研究の現代的意義

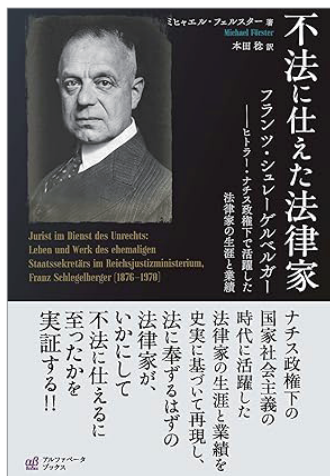
本田 稔 HONDA Minoru

(1) この度、ミヒャエル・フェルスター『不法に仕えた法律家』の訳書を出版することができました。著者のフェルスター博士と出版社のアルファベータブックスの春日俊一社長にはこの場を借りて感謝申し上げます。

(2) フェルスター博士は、ベルリン自由大学法学部のウーヴェ・ヴェーゼン教授のもとで研究し、論文「不法に仕えた法律家」を大学に提出して、法学博士の学位を授与されました。公刊された本書を私が手にしたのは今から30年近く前のことです。

その当時、私は第二次世界大戦後の占領下のドイツにおいて実施された刑事司法改革について課程博士論文を執筆し始めた頃で、ナチの第三帝国の崩壊から連邦共和国の建国への過渡期である占領期の改革が刑法理論に及ぼしたのか、激変する時代が刑法思想にどのように作用したのかについて、グスタフ・ラートブルフの「法律の形をした不法と法律を超える法」を指針に据えて考えていました。その最中にベルリンの壁が崩壊し、東西ドイツが統一し、時代は再び激動の渦の中に投げ込まれました。50年前の時代の変化と刑法理論の関係を読み解く必要性を改めて感じていた時に手にしたのがフェルスター『不法に仕えた法律家』でした。

(3) 不法に仕えた法律家とは、フランツ・シュレーゲルベルガーのことで、シュレーゲルベルガーは、1876年に東プロイセンのケーニヒスベルクに生まれ、帝政期に法学博士の学位を取得後、地元で裁判官として法律家の道を歩み始めました。その間に当地の農業労働者の問題と法制度の状況に関する調査能力



『不法に仕えた法律家』
 フランツ・シュレーゲルベルガー —ヒトラー・
 ナチス政権下で活躍した法律家の生涯と業績』
 ミヒャエル・フェルスター著・本田稔訳
 アルファベータブックス
 2025年11月 ¥3,300 (税込)

を高く評価され、ベルリンの裁判所に赴任しました。第一次世界大戦中には戦時法制を研究し、また敗戦後のワイマール共和国では経済体制の変化に対応する経済法制の基礎を築き、さらには大インフレーションによる経済的混乱を鎮静化するための財政政策を立案しました。その法実務の手堅さと手際の良さは、見事という他ありません。

その後は帝国司法省に配属され、司法省事務次官、司法大臣代行に就き、1942年に退任するまで勤勉な司法官僚として政権に仕えました。司法機構の中央集権化、行政機関による裁判への介入・統制、安楽死作戦の法的

基盤の整備、ユダヤ人への強制不妊・断種の法制化、ポーランドにおける治安刑法の制定などに関わり、ヨーロッパ全土を破局へと導きました。戦後、彼の所業はニュルンベルクの継続裁判（法律家裁判）において厳しく裁かれたことはいまでもありません。

（４）帝政期に若手判事として才覚を表し、帝都で司法官僚として華々しく活躍し、ワイマール期にはインフレからドイツ経済を法的に救済したシュレーゲルベルガーが、帝国司法大臣代行としてナチの不法に仕えるに至ったのは何故なのでしょう。人は誰もが時代の変化に適応しながら生きていかねばならないとしても、戦争から革命へ、帝政から共和政へ、議会制から独裁制へという政治体制のドラスティックな変化の過程にカメレオンの如く順応し、時代の課題と要請に応えるために法を用いたのは何故なのでしょう。

シュレーゲルベルガーは、帝政時代の農業労働者の権利状況に関する社会調査を踏まえて、それに対応する法制度を考案し、またワイマール共和国を貧困と頹廢のどん底に追い込んだインフレを終息させるために財政・金融政策を主導し、行政官僚として才覚を發揮しました。議会や政府が目前の問題に手を拱いていたとき、正法の理論に基づいて債務額の増額評価に踏み切った帝国裁判所の判断を指針にして行政主導で法改革を推進しました。裁判官出身の行政官僚のシュレーゲルベルガーがそのような行動に出た背景には、議会政治をめぐる合従連衡を繰り返す連立政府の無為無策と議会制民主主義の未成熟があったようです。それは人文主義の教養と伝統的な法律学の知識を身に着けた旧時代の裁判官と官僚法曹の連携こそがドイツ社会の安定化と発展を支えるという法学エリートの驕りでもあります。それは第三帝国において全面的に發揮されたといえます。



左：ブランデンブルク門前でフェルスター夫妻と
右：イタリア料理店でフェルスター博士と

（５）ラートブルフは、「命令は命令なり、法律は法律なり。悪法といえども法律である限り、それもまた法律なり」という法律実証主義が第三帝国の裁判官をも支配し、悪法に対する抵抗力を奪い取ったと主張しました。その限りでは司法は悪法の「犠牲者」のように聞こえますが、立法と行政が一体化したナチの不法国家によって司法が一方向的に拘束され、不法のメカニズムの歯車にされたとはい切れないことは、シュレーゲルベルガーの活動からも明らかです。

（６）そのようなことを考えながら、2025年11月下旬にベルリンに住むフェルスター博士を訪ねました。ベルリンに遺されたナチ時代の歴史遺産を案内していただくことができました。奥さんのバーバラさんはポーランド出身の方です。どこからともなく歌声が聞こえてくるので振り返ると、バーバラさんが高台に登って冬の空に向かって歌っていました。ティアガルテン通り4番地にあった安楽死作戦司令部の跡地では夫婦の間で論争していました。安楽死作戦に関してはドイツの歴史認識には批判的なようです。

まだ多くの理論問題が残されたままです。ベルリンの友人たちと共に考察を続けていこうと思います。

（ほんだ みのもる・刑法）

第 20 回平井嘉一郎研究奨励賞授賞式

2025 年度（第 20 回）平井嘉一郎研究奨励賞授賞式が、2025 年 5 月 30 日（金）、平井嘉一郎記念図書館カンファレンスルーム（本学衣笠キャンパス）にて開催された。同賞は、ニチコン株式会社の創業者で本学法学部卒業生（昭和 15 年卒）の故平井嘉一郎氏のご遺志に基づき、ご令室の平井信子様のご厚意により 2006 年に創設されたものである。同賞の目的は、本学の法学研究科および法務研究科（法科大学院）において優秀な成績を修め、将来の活躍が期待される大学院生を表彰し、もって国内外で活躍し社会に貢献する人材を育成することにある。

今年度は、法学研究科から金原悠介氏（博士課程前期課程研究コース 1 回生・憲法を専攻）、笹崎輝氏（博士課程前期課程研究コース 1 回生・法哲学を専攻）、中村洋介氏（博士課程前期課程リーガル・スペシャリスト・コース 2 回生・税法を専攻）、森楓華氏（博士課程前期課程リーガル・スペシャリスト・コース 2 回生・税法を専攻）、法務研究科からは奥菌龍平氏（法曹養成専攻法学既修者コース 2 回生）の 5 名が受賞した。

授賞式は、13 時より、平井信子様もご臨席の上、つつがなく実施された。司会は山田



泰弘法学部副学部長が務めた。仲谷善雄学長による祝辞、賞状授与が行われ、平井信子様から副賞の目録が贈呈された。次に法学研究科長から法学研究科の受賞者の紹介と選考理由の報告が行われ、北村和生法務研究科長から法務研究科の受賞者の紹介と選考理由の報告が行われた。続いて各受賞者から御礼の挨拶と将来に向けた抱負が語られた。受賞者は平井嘉一郎研究奨励賞による大きな支援に心より感謝し、自らの進路を開拓していく決意を熱く語っていた。その姿を見ながら、数多くの法学研究科・法務研究科の大学院生がこれまで同賞によって 20 回にわたり支援されてきた重みを強く感じた次第である。

（法学研究科長 谷本圭子）



授賞式報告

Ceremony

第2回平井嘉一郎優秀論文賞授賞式

2025年5月30日（金）に、第2回（2024年度）平井嘉一郎優秀論文賞授賞式が、平井嘉一郎記念図書館にて開催された。

本賞は、ニチコン株式会社創業者で本学法学部卒業生（昭和15年卒）の故平井嘉一郎氏のご遺志に基づき、ご令室の平井信子様のご厚意により2023年度に創設された。平井嘉一郎氏の名を関する本学の賞としては既に、法学研究科及び法務研究科の院生を対象とする平井嘉一郎研究奨励賞、並びに海外の研究者を対象とする平井嘉一郎海外研究者支援奨励賞に続いて3つ目となる。志望進路に向かって日々勉学に励む法学部生を応援したいという平井信子様の思いから実現に至ったものであり、法学部として誠にありがたい限りである。

本賞は、専門演習論文が「3回生専門演習論文集」への掲載に至った学生（3回生）が応募資格を有し、その応募に係る論文の中から選考委員会の選考を経て決定されるものである。「3回生専門演習論文集」に掲載されるのは優秀論文として3回生の各ゼミの担当教員の推薦を受けたもののみで、各ゼミの枠は1名にすぎない。本賞に選ばれた論文は優秀論文中の優秀論文といえよう。選考委員には、二宮周平名誉教授（委員長）及び市川正人名誉教授の2名にお願いした。いずれの先生も、所属学会で多大な業績を挙げた高名な研究者であるだけでなく、本学法学部で多数の学生の論文指導をしてきた経験を有しており、本賞の選考をお願いするにふさわしい方々である。

その第2回である2024年度は、金賞を鈴木美空氏（論文タイトル「犯罪捜査の進

化とプライバシー保護—憲法35条の可能性—」、銀賞を小倉美月氏（「所在地法主義の限界と物権準拠法の新たな可能性」、銅賞を楠山慈由氏（「所有者不明土地対策としての相続登記義務化～事後立法による罰則強化の是非」、望月心葉氏（「株主代表訴訟と少数株主の縮出し」）及び米本俊氏（「Ronald Dworkinの『インテグリティとしての法』—裁判官の法解釈方法論としての意義と性格—」）が受賞した。この内、金賞の鈴木氏の論文は、技術の進展で犯罪捜査からプライバシーをどのように守るかが重要な課題となっていることから、個人情報集積による集合効果に着目するモザイク理論に基づき、捜索・押収について令状を要求する憲法35条を再評価して規制の枠組みを構築することを提唱するものである。時宜に合ったテーマを扱い、高い実践的な提案をしている点が特に高く評価された。

授賞式では、仲谷善雄学長から祝辞が述べられ、金賞受賞者への賞状とカップが授与された。受賞者の鈴木美空氏から受賞のお礼の挨拶と今後の抱負が語られたあと、平井信子様から受賞者に励ましのお言葉を頂戴した。

（法学部長 宮脇正晴）



■法学部定例研究会：

- 25年6月17日 第1回税法研究会：原山央椰氏「タックスヘイブン対策税制の適用除外基準の再検討―日産事件を題材として―」
- 25年7月5日 商法研究会：岸本雄次郎氏「取得時効利益の事前放棄～民法146条が妥当する領域～」、木原彩夏氏「生命保険における男女別保険料の差について（序論）」
- 25年7月25日 第12回最高裁研究会：見平典氏「最高裁判所裁判官国民審査制の機能と課題」
- 25年7月29日 第1回政治学研究会：栗原大輝氏「公営地下鉄の民営化の要因はなにか」、香川昂輝氏「日本における若年層に対する政治家の応答性」
- 25年9月1日 第13回最高裁研究会：國分典子氏「韓国の憲法裁判所―『政治的司法』の権限と機能」
- 25年9月19日 特別講演会：アルント・コッホ氏「フランツ・フォン・リスト対カール・シュトース 刑法における一元主義と二元主義との争い」
- 25年9月27日 商法研究会：伊藤浩紀氏「有価証券報告書等における重要な事項の虚偽記載の有無と会社法423条1項の責任(東京高判令和7-3-19金判1720号10頁東芝事件控訴審判決)」、村田敏一氏「保険相互会社による相互保険と商行為性の問題」
- 25年10月10日 第1回民事法研究会：畑中麻子氏「Global Private Ordering in IP on the Rise」
- 25年11月1日 商法研究会：藤嶋肇氏【判例研究】「社団たる医療法人の社員による臨時株主総会招集の可否(最高裁令和6年3月27日第三小法廷決定民集78巻1号252頁、判例タイムズ1523号89頁、金融・商事判例1709号2頁)」、岩淵重広氏「SL事業者はプラットフォームとして投資者の保護のために、何をなすべきか?―ソーシャルレンディングに関する裁判例の検討」
- 25年11月21日 第2回政治学研究会：栗原大輝氏「公営地下鉄の民営化の決定要因はなにか」、香川昂輝氏「日本における若年層に対する政治家の応答性」
- 25年11月21日 第2回民事法研究会：末廣怜央氏「不競法2条1項1号における「混同」要件の具体的判断手法」、BAI Linxin氏「著作権侵害におけるプラットフォームの責任」、佐藤章太氏「インターネット上のプライバシー侵害情報の削除請求に対する認容基準の考察と新たな法的救済の模索―EUにおける「忘れられる権利」と比較して―」
- 25年11月23日 第14回最高裁研究会：千葉勝美氏「政治的・社会的閉塞状況と司法部の立ち位置～今日の憲法的価値に関わる争訟との向き合い方(同性婚訴訟、選択的夫婦別姓および尊厳死問題を素材に)」
- 25年11月28日 第3回民事法研究会：小嶋優花子氏「プラットフォームワーカーの労働者性」、中村如月氏「選択的夫婦別氏制度の導入の可否」、WANG Anqi氏「中国における職場セクシュアルハラスメントに関する企業の不作為不法行為責任―日本の安全配慮義務に関する議論を参考に―」、WEN Wei氏「医療過誤における医師の過失の判断基準―診療ガイドラインに関する考察―」、MENG Da氏「自動運転時代における中国交通事故責任制度の再考」、XIA Mengyang氏「骨董品と美術品売買において民法95条錯誤の適用について」、MENG Xihui氏「価値返還請求権(レイ・ヴィンディカチオ)の可能性と限界」
- 25年12月2日 第2回税法研究会：貝渕友紀氏「財産評価通達総則6項の適用のあり方―最近の判例・裁判例の検討を中心に―」、森楓華氏「不相当に高額な役員給与の意義」、中村洋介氏「法人税法132条の2の適用要件の解釈について」
- 25年12月4日 第1回刑事法研究会：安部克哉氏「中止未遂の減免根拠と任意性要件の関係性―根拠論と法的性格論の分離と再構成を通じて―」
- 25年12月6日 商法研究会：高橋慶親氏「裁判所における非上場株式評価の考え方～実録vs青汁王子～」、竹瀆修氏「D&O保険の告知義務―ドイツ法との比較―」
- 25年12月11日 第1回公法研究会：市田暉昂氏「法教育の現状と課題」、林田優美氏「旧統一協会と政教分離―目的効果基準の再検討―」
- 25年12月22日 比較司法制度研究会：長嶺安政氏「デジタル司法における最高裁判所の役割」



立命館ロー・ニューズレター 100号刊行にあたって

立命館ロー・ニューズレターは、1995年3月に、当初、立命館大学法学部ニューズレターという誌名で、立命館大学法学部・大学院法学研究科における研究活動を、「客観化（自己評価）」・「開放化」し、実務各界、内外の諸大学・研究機関そして学問諸領域などとの間での大きなネットワークの中に位置づけて、その交流を深める道具として情報発信することを目的として刊行されました（久岡康成「ニューズレター発刊によせて」本誌1号（1995年3月））。その後、2004年4月からの法科大学院設置を受け、「法学部の今」をよりビジュアルにお伝えすることを目的に、2003年12月の35号より2色刷りで写真を多く掲載する現行のデザインに変更しました（山田泰弘「編集後記」本誌36号（2004年3月）裏表紙）。法科大学院設置後に編集発行された37号からは、現在の立命館ロー・ニューズレターに改称し、立命館大学の法学部・法学研究科の研究活動や教員・学生の消息を伝える役割とともに、立命館の法学部と法科大学院との架け橋という役割を有するようになりました（渡辺千原「編集後記」本誌37号（2004年6月）裏表紙）。

2025年3月に立命館ロー・ニューズレターは、1995年3月の刊行から通算して100号の刊行を迎えました。大きなネットワークの中で、立命館の法学部、大学院法学研究科・法務研究科が皆様に支えられ、本誌の刊行を重ねられていることに感謝します。また、この間、本誌の編集作業を担ってくれている法学部共同研究室のみなさんの貢献にも感謝いたします。

立命館ロー・ニューズレターは、今後とも、法学部・法学研究科・法務研究科の研究・教育活動をお伝えする「窓」としての役割を果たすように、尽力してまいります。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

立命館大学法学部研究企画委員会委員長 山田泰弘

立命館ロー・ニューズレター
第100号（2026年2月）
編集：立命館大学法学会
ニューズレター編集委員会（法学部研究委員会）
発行：立命館大学法学会
〒603-8577 京都市北区等持院北町56-1
TEL：075-465-8177
FAX：075-465-8294
URL：<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/newsletterindex.htm>

